

# 東北技術事務所 体験型河川堤防等実習施設 利用要領

## （目的）

第1条 東北技術事務所体験型河川堤防等実習施設利用要領（以下、「本要領」という。）は、東北技術事務所（以下、「当事務所」という。）が管理・運営する体験型河川堤防等実習施設（以下、「実習施設」という。）の利用について必要な事項を定めることにより実習施設の安全かつ円滑な利用促進を図ることを目的とします。

## （利用の要件）

第2条 本利用要領の定めを遵守いただければ無料で利用可能です。  
ただし、東北技術事務所の業務の都合により、ご利用日時を調整させていただく場合があります。

## （利用可能日、時間）

第3条 実習施設の利用可能日、利用時間は次のとおりです。  
基本的には下記によるものとしますが、変更希望等については、問合せ先にご相談ください。  
利用可能日：4月1日～12月28日までの毎週木曜日（行政機関の休日を除く）  
利用可能時間： 9：00～12：00（180分）  
13：30～16：30（180分）  
実習施設を利用する講習は、屋内講習1時間、屋外実習2時間を見込んでいます。  
気象状況等により利用困難な状況が予想される場合には、申込み受付担当から前日までに申込者に連絡し、利用日の変更についてご相談します。

## （利用の申込み）

第4条 実習施設の申し込み方法は、以下のとおりです。

1. 実習施設の利用は、体験型河川堤防等実習施設利用申込書（以下、「申込書」という。）に必要事項を記入し、利用希望日の14日前までにお申込みください。  
申込書は、当事務所のホームページからダウンロードしてください。  
「東北技術事務所」で検索  
<http://www.thr.mlit.go.jp/tougi/gijutsuryoku/jinzai/kasenshisetsu.html>
2. 実習施設の利用申込状況により、利用日を調整させていただく場合があります。
3. 実習施設の利用申込みは1回あたり最大20名までを基本とします。20名を超える場合は事前にご相談ください。  
また、数名程度の少人数の場合は他の利用希望者との合同利用となる場合があります。その場合は、実習の内容を調整する場合があります。

## （利用当日の集合場所及び服装等）

第5条 利用当日は、当事務所ホームページでご案内している集合場所（品質試験棟）へ直接お越しください。

利用にあたっては、長靴、ヘルメット、軍手を持参のうえ、汚れても支障のない服装でご参加ください。

(実習内容について)

第6条 実習内容は〔別紙ー1〕に示すとおりであり、組合せ選択が可能です。

(その他の注意事項)

第7条 実習施設の利用者は、以下の事項に留意してください。

1. 実習施設の利用中は、東北技術事務所職員（講師及び講師補助者）の指示に従ってください。
2. 利用者の責に帰すべき事由により、実習施設もしくは備え付け物品等を亡失又は破損したときは、利用者において補填、修理又はその損害額を弁償していただく場合があります。
3. 利用者は、実習施設の利用に伴う事故や怪我等の責を負うこととなります。利用にあたり、細心の注意と装備の準備をお願いします。
4. 今後、実習施設の更なる有効利用を図るため、利用後にアンケート調査を実施しますのでご協力をお願いします。

## 体験型河川堤防等実習施設のコース概要

体験型河川堤防等実習の内容は、以下のとおりです。

屋内講習は、基本コース（必須）

屋外実習は、基本コース1又は基本コース2のいずれかを選択してください。

コース名		項目	実習の概要	所要時間
屋内講習 (座学)	基本コース (必須)	河川管理施設 の点検講習	点検に関する法律や基準、 点検の必要性、変状の種類、 点検方法、点検結果の評価、 応急対策などの基本的事項 について学習します。	60分程度
屋外実習	基本コース1 ※基本コース1又は 2のいずれかを選択 してください。	河川管理施設 の点検実習	実習施設で変状毎の要因、 計測、点検結果の評価等につ いて実習します。	120分程度
	基本コース2 ※基本コース1又は 2のいずれかを選択 してください。	河川管理施設 の点検実習	実習施設で変状毎の要因 等について実習します。 (計測は実施せず、説明のみ の実習コースです。)	60分程度